介護保険サービスに関する確定申告

問合せ 介護福祉課介護保険係☎551・1764

介護保険のサービス利用料は確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。

■居宅サービスに係る医療費控除

介護保険の医療系居宅サービスの利用料は医療費控除の対象となります。医療系居宅サービスとは次の5種類です。

①訪問看護
②訪問リハビリテーション
③居宅療養管理指導
④通所リハビリテーション
⑤短期入所療養介護

居宅介護支援事業所等が作成した居宅サービス計画に、医療系居宅サービスのいずれかが位置づけられている場合は、次のサービスも医療費控除の対象となります。

【対象となる居宅サービス】
⑥訪問介護（生活援助中心型を除く）
⑦訪問入浴介護
⑧通所介護（食費を除く）
⑨短期入所生活介護（食費・滞在費を除く）

【対象となる費用の額】
居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限ります。）

■施設サービスに係る医療費控除

⑩介護老人保健施設
⑪介護療養型医療施設

施設介護サービスの自己負担額（1割）と、食費・居住費の合計額が医療費控除の対象になります。

⑫介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設介護サービスに対する自己負担額（1割）と、食費・居住費の合計額の2分の1が医療費控除の対象になります。

注意

●介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収証を交付することになっています。条件に該当しても医療費控除額の記載の無い領収証については、対象となりません。

●高額介護サービス費の支給を受けている場合は、その高額介護サービス費（介護老人福祉施設については高額介護サービス費の2分の1に相当する金額）を医療費等の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。

介護保険料は社会保険料控除の対象になります

介護保険料は、健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除の対象になります。確定申告の際に社会保険料控除欄に記入してください。

特別徴収の方は、日本年金機構（旧社会保険庁）からの公的年金等の源泉徴収票（はがき）を確認してください。

普通徴収の方は、介護保険係へお問い合わせください。

おむつ代の医療費控除について

おむつの使用が必要な方で、寝たきり状態にある方や尿失禁の可能性がある方は、おむつ代が医療費控除の対象になります。

ただし、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

また、要介護（要支援）の状態にあり、医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、「おむつ使用証明書」の代わりに「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」でも医療費控除の申請ができます。この確認書は、市役所1階9番介護福祉課介護保険係で発行します。

ご存じですか？ 高齢者の「障害者控除」

身体障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、65歳以上で寝たきりなど一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書を発行します。

所得税や住民税の申告の際に添付することで、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けられます。

申請方法 印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係へ。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係☎551・1751

■医療費控除とサービス種別一覧

医療費控除の取扱い		サービス種別
医療費控除の対象	①	訪問看護
		介護予防訪問看護
	②	訪問リハビリテーション
		介護予防訪問リハビリテーション
	③	居宅療養管理指導
		介護予防居宅療養管理指導
	④	通所リハビリテーション（食費も含む）
		介護予防通所リハビリテーション（食費も含む）
	⑤	短期入所療養介護（食費・滞在費も含む）
		介護予防短期入所療養介護（食費・滞在費も含む）
①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象	⑥	訪問介護（生活援助中心型を除く）
		夜間対応型訪問介護
		介護予防訪問介護
	⑦	訪問入浴介護
		介護予防訪問入浴介護
	⑧	通所介護（食費を除く）
		認知症対応型通所介護
		小規模多機能型居宅介護
		介護予防通所介護
		介護予防認知症対応型通所介護
		介護予防小規模多機能型居宅介護
	⑨	短期入所生活介護（食費・滞在費を除く）
		介護予防短期入所生活介護
医療費控除の対象	⑩	介護老人保健施設
	⑪	介護療養型医療施設
2分の1が医療費控除の対象	⑫	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
		地域密着型介護老人福祉施設
医療費控除の対象外	⑬	認知症対応型共同生活介護
		介護予防認知症対応型共同生活介護
	⑭	特定施設入居者生活介護
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		介護予防特定施設入居者生活介護
	⑮	福祉用具貸与・購入
		介護予防福祉用具貸与・購入
		住宅改修
		介護予防住宅改修

確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ

◆贈与税の申告と納税は、2月1日(月)から3月15日(月)までです。

◆消費税及び地方消費税の申告と納税は、3月31日(水)までです。

◆平成20年分において電子申告（電子送信だけでなく、国税庁ホームページ等からパソコンで作成し、書面提出した場合を含む）を利用して確定申告を行なった方には、申告書を送付しません。平成21年分の確定申告も引き続き電子申告をご利用ください。

◆土・日曜日は閉庁日ですが、青梅税務署では、2月21日(日)・28日(日)に限り、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談を行ないます。なお、当日は国税の領収は行なっていませんので、振替納税制度をご利用いただくか、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

※2月21日(日)は、青梅マラソン開催により税務署周辺道路が交通規制されるため、税務署駐車場はご利用になれませんので、公共交通機関をご利用願います。

◆税務署に来署されて確定申告書を作成される方には、画面案内に従って入力するだけで自動計算される便利なパソコンの利用を推奨しています。また、税務署のパソコンで作成した確定申告書は、その場から電子送信できます。

☆にせ税理士にご注意を

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成及び税務相談は、税理士法によって税理士資格のない人はできません。

問合せ 青梅税務署☎0428・22・3185
東京税理士会青梅支部☎0428・23・2331

▼青梅税務署の特別開庁

相談・受付日		受付時間	会場
2月	21日(日)	午前8時30分～午後4時30分	青梅税務署（青梅線河辺駅下車徒歩6分）
	28日(日)		

※混雑具合によっては、受付を早めに締め切る場合があります。

農家・林家の皆さんへ『農林業統計調査（世界農林業センサス）』にご協力ください

2月1日現在で、全国すべての農林業関係者を対象として、「2010年世界農林業センサス」が実施されます。

この調査は、食料の安定供給や環境の保全など大きな役割を担っている農林業の未来を築いていくための大変重要な調査です。提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

1月下旬から2月上旬にかけて、調査員がお伺いし、農林業の経営状況などをおたずねしますので、ご協力をお願いします。

問合せ 総務課法制総務係☎551・1576

平成21年12月の横田基地飛行回数

問合せ 環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	551	−57	172	34
昼間（午前7時～午後7時）	488	−27	145	46
夕刻（午後7時～10時）	48	−33	26	−11
夜間（午後10時～午前7時）	15	3	1	−1
最高音圧レベル（デシベル）	119	−1	97	0

公開します「市政情報」・保護します「個人情報」・ご利用ください「情報コーナー」情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問い合わせは、総務課法制総務係☎551・1576へ。